

データでわかる居宅サービス⑤

資料提供 & 分析: タムラプランニング & オペレーティング

「訪問介護」「訪問入浴」「訪問看護」「訪問リハビリ」「デイサービス」「デイケア」「福祉用具貸与」「ショートステイ」「ショートステイ（老健施設）」「ショートステイ（療養型）」「居宅介護支援」「定期巡回・随時対応サービス」「夜間対応型訪問介護」「地域密着型デイサービス」「認知症対応型デイサービス」「小規模多機能」「看護小規模多機能」に関する分析を行った（2018年5～6月時点）。今回は、「定期巡回・随時対応サービス」「夜間対応型訪問介護」「地域密着型デイサービス」「認知症対応型デイサー

ビス」「小規模多機能」「看護小規模多機能」のデータを紹介する。

データは各都道府県からの情報（介護サービス情報の公表制度およびヒアリング等）をもとに、同社で独自にデータの精査と編集を行っているため、N値は各分析によって異なる場合がある。※拠点に複数の異なる居宅サービスが併設されているケースでも、サービス種別ごとに1事業所として扱っている。

[参考]

本レポートで取り扱う介護保険居宅サービスの概要(全17種類)

本レポートでの名称	介護保険上の名称	備考
1. 訪問介護	訪問介護	・訪問介護員（ヘルパー）が、高齢者の自宅にうかがい、食事等の生活支援および介護を行う。
2. 訪問入浴	訪問入浴介護	・高齢者の自宅に簡易浴槽（入浴車両）を持ち込み、入浴サービスを提供。
3. 訪問看護	訪問看護	・看護師等が、高齢者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。
4. 訪問リハビリ	訪問リハビリテーション	・理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等が高齢者の自宅を訪問し、医学的リハビリを行う。
5. デイサービス	通所介護	・高齢者が日帰りで通い、食事や入浴、リハビリ等のサービスを行う。
6. 療養デイサービス	療養通所介護	・看護師による観察が必要な病気や認知症等の重度要介護者又はがん末期患者を対象に食事や入浴、生活機能向上のためのサービス等を行う。
7. デイケア	通所リハビリテーション	・医療法人が運営する通所系サービス。食事や入浴、リハビリ等のサービスを行う。 ・医療機関の場合、介護保険法71条にもとづくみなし指定が行われる。※
8. 福祉用具貸与	福祉用具貸与	・適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与するサービス。
9. ショートステイ	短期入所生活介護	・施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護やリハビリ等のサービスを行う。
10. ショートステイ（老健）	短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	・施設等に短期間入所し、看護や医学的管理のもとにおける介護、リハビリ、医療等のサービスを行う。 ・医療機関の場合、介護保険法71条にもとづくみなし指定が行われる。※
11. ショートステイ (療養型)	短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)	・施設等に短期間入所し、看護や医学的管理のもとにおける介護、リハビリ、医療等のサービスを行う。 ・医療機関の場合、介護保険法71条にもとづくみなし指定が行われる。※
12. 居宅介護支援	居宅介護支援	・介護支援専門員（ケアマネージャー）がケアプラン作成等のサービスを行う。
13. 定期巡回・随時対応サ ービス	定期巡回・随時対応型訪 問介護看護	・介護保険法の改正により、2012年から新設された地域密着型サービス。 ・24時間365日必要なタイミングで介護と看護の一体的なサービスを行う。
14. 夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護	・介護保険法の改正により、2006年から新設された地域密着型サービス。 ・夜間ににおける定期巡回や、緊急時体制により、24時間の対応が可能なサービス形態。
15. 認知症対応型デイサー ビス	認知症対応型通所介護	・介護保険法の改正により、2006年から新設された地域密着型サービス。 ・認知症高齢者に特化した専門的なデイサービス。
16. 小規模多機能	小規模多機能型居宅介護	・介護保険法の改正により、2006年から新設された地域密着型サービス。 ・「訪問」「通い」「泊まり」のサービスが一体的に受けられる。
17. 看護小規模多機能	看護小規模多機能型居宅 介護	・介護保険法の改正により、2012年から新設された地域密着型サービス。2015年に「複合型サービス」から改称された。 ・「通い」を中心として、短期間の宿泊や訪問介護、訪問看護を組み合わせ一体的なサービスを行う。

※上記サービスには介護予防のみを運営している事業所は除く。

※みなし指定とは：病院、診療所が健康保険法の規定による保健医療機関等の指定等を新たに受けたときは、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護療養型医療施設（介護療養型医療施設）に限り、指定があったものとみなされる。

定期巡回・随時対応サービス

1. 開設傾向/事業所の形態/法人種別

都市部での展開が中心・開設状況に大きな偏り

全国の事業所数は、定期巡回・随時対応サービスが986カ所、夜間対応型訪問介護が233カ所で、ともに都市部での開設が中心となっており、地域偏在がみられる（P53図表1）。

全国で唯一、定期巡回・随時対応サービスの事業所がなかった徳島県に1事業所が開設され、全都道府県に同サービスが展開されることになった。

事業所の形態は、「連携型」が63.4%で大半を占め、「一体型」（31.6%）を大きく上回っている。運営法人の内訳は、営利法人が478事業所、48.5%と約半数を占めるが、介護・医療に高いノウハウや実績のある社会福祉法人が27.8%、医療法人が16.4%と一定割合を占めている。

